

# 行田市市民公益活動促進のための基本方針

平成19年3月

行 田 市

## 目 次

1	基本方針策定の趣旨	1
2	市民公益活動に関する基本認識	1
(1)	市民公益活動団体の概念	1
(2)	市民公益活動	2
(3)	市民公益活動団体	2
(4)	市民公益活動の意義	2
(5)	市民公益活動の役割	2
	多様なサービスの提供	2
	生きがい・やりがいを感じる機会の提供	3
	新しい社会づくりの提案	3
	コミュニティの活性化	3
	雇用機会の創出	3
(6)	行田市の現状と課題	3
3	市民公益活動の促進に関する施策	4
(1)	情報提供	4
(2)	相談窓口の整備	4
(3)	活動・学習の拠点づくり	4
(4)	活動機会の提供	4
(5)	ネットワークづくり	4
(6)	活動の助成	4

### 【用語の説明】

- 1 社会的課題 福祉、まちづくり、自然環境、教育、文化、スポーツ、国際交流など、生活を取りまく身近なところで発生している様々な課題のことです。
- 2 公益団体 不特定多数の者の利益や社会全般の利益を図る団体
- 3 共益団体 共通の利害者の利益を図る団体

## 1 基本方針策定の趣旨

今日の社会情勢は、少子・高齢化、情報化の進展、環境問題や厳しい経済情勢等大きく変化しております。また、市民の価値観が多様化し、市民のニーズも多様化しています。こうした状況の中、市民が自主的にボランティア活動などを通じて様々な社会的課題（ 1 ）に取り組みはじめました。そして、平成 10 年には「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う非営利団体に対し、法人格を取得できるなどその活動を促進しています。本市においても、多くの市民が、自己確立の意欲と能力を活かした独自の社会活動に取り組み、年々活発に活動が行われております。

このような中、本市では、第三次行田市行政改革大綱に基づき、市民公益活動を促進するため、市民活動団体等の公益活動の促進や支援に向けた基本方針を策定しました。この方針により、市民の社会貢献活動などの市民公益活動がより活発になり、社会の多様化するニーズや社会的課題の解決の一助になるとともに、市民との協働や生きがい・やりがいを実感できる社会を目指します。

## 2 市民公益活動に関する基本認識

### （ 1 ）市民公益活動団体の概念

この基本方針では、市民公益活動を促進するにあたり、市民公益活動団体の概念を以下の要件を満たす任意の市民活動団体やボランティア団体、NPO法人とします。

本基本方針の対象 市民公益活動団体				
ボ市 ラ民 ン活 テ動 ィア団 体等	特 定 非 営 利 活 動 法 人 (N P O 法 人)	社 財 学 社 医 団 団 校 会 法 法 法 福 法 法 社 法 人 法 人 人 人 法 人 等	町 自 内 治 会 等	労 協 働 同 組 合 等
公 益 団 体 ( 2 )			共 益 団 体 ( 3 )	

## ( 2 ) 市民公益活動

次の条件を満たす活動を市民公益活動とします。

- ア 市民による自主的な活動であること。
- イ 非営利であること。
- ウ 本市を基盤とした活動であること。
- エ 市民の利益や社会全般の利益を図る活動であること。
- オ 宗教や政治を目的とする活動ではないこと。
- カ 社会秩序を乱したり、市民生活に脅威を与える活動ではないこと。

## ( 3 ) 市民公益活動団体

次の条件を満たす団体を市民公益活動団体とします。

- ア 市民公益活動を行う団体であること。
- イ 事務所が市内にあること、又は活動が市内で行われていること。
- ウ 活動が継続的に行われている独立した組織であること。
- エ 規約等で組織や運営の方法が決まっていること。
- オ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

## ( 4 ) 市民公益活動の意義

社会情勢の変化とともに社会的課題が多様化し、市民の求めるニーズも多様化してきています。行政がこうしたすべてのニーズに対応するためには、業務の肥大化や財政面の増大などから、難しい状況にあります。そこで新たな市民の求めるニーズの担い手として、市民公益活動団体の存在が大きくなっています。

市民公益活動団体は、福祉、環境、教育、文化、まちづくりなど、それぞれの特色を生かし、社会的使命を持って、社会貢献活動を行っています。また、行政や企業では対応しきれない分野を補ったり、社会的課題に迅速で柔軟に対応できるなどの特徴があります。

今後、市民主役のまちづくりの原動力として、市民公益活動団体の活動が期待されています。

## ( 5 ) 市民公益活動の役割

### 多様なサービスの提供

市民公益活動団体は、身近な課題の解決を目指すもの、福祉やまちづくりなど専門性を有するものなど、その活動領域が多様であります。そのため、多様化する市民ニーズを的確に捉え、きめ細かなサービスを提供することができます。

## 生きがい・やりがいを感じる機会の提供

現在の社会情勢は、物の豊かさから心の豊かさに主眼が推移しています。そして、市民公益活動は、身近にある様々な課題に対して、個人の知識や経験を活かしたり、社会貢献活動を行うことにより、生きがい・やりがいを感じる機会を提供することができます。

## 新しい社会づくりの提案

市民公益活動団体は、行政や企業では十分対応できない分野や地域の課題など活動の中で感じたことや気づいたことを形に表すなど、新しい社会づくりの提案を行っています。また、その活動は、先駆性、独創性、柔軟性、迅速性などの特性があり、社会全体に未来へ向けての新たな流れをつくり出します。

## コミュニティの活性化

市民公益活動は、活動分野が多様であり、活動を通して様々な人々と関わりを持ち、現代社会の希薄になりつつある人々との繋がりを構築するなど、新たなコミュニティづくりの活性化が期待されています。

## 雇用機会の創出

市民公益活動団体は、新たな市民ニーズや社会的課題に対し、事業を行うことにより、活動の場や雇用の機会を生み出します。

## (6) 行田市の現状と課題

近年、社会情勢の推移に伴い、様々な社会的課題に対し、防犯パトロールなど市民が主体となり社会貢献活動を行うなど市民の関心が強まっています。また、市内のNPO法人数をみると、平成12年には2団体、平成15年には4団体、平成18年には18団体となり年々増加傾向にあります。

一方、市民活動の抱える課題として、市民意識調査(平成18年実施)のボランティア活動への参加状況によると、「積極的に参加している」、「ときおり参加している」が全体の17.8%。「参加したいが機会がない」が17.6%でほぼ同じ割合となっています。このことからボランティア活動に参加する機会づくりが必要と考えます。また、現在、様々な市民公益活動が幅広く行われる中で、各活動の情報を集約する場や活動の拠点などがなかったりと、市民公益活動を行う環境が十分であるとは言えない状況にあります。今後、市民公益活動が継続的に発展していくためには、市民意識の向上や市民公益活動を行いやすい環境を整備し、充実させていくことが重要と考えます。

### 3 市民公益活動の促進に関する施策

#### (1) 情報提供

市民公益活動へ参加の機会づくりとして、インターネットや掲示板など様々な広報媒体を通して、市民公益活動団体の事業案内や活動状況、ボランティア募集等の情報提供を行うシステムの整備を推進します。

#### (2) 相談窓口の整備

「自分でも何かボランティアなどの活動ができないか」、「こんなボランティアをやりたい」など、市民公益活動に関心を持っている方の相談できる窓口等の整備を推進します。

#### (3) 活動・学習の拠点づくり

市民や市民公益活動団体の活動を促進するため、既存施設の有効利用を図るなど、市民等が自由に利用し、活動に必要な資材や器具などを備えたり、打合せや作業、学習の機会等のできる拠点づくりを推進します。

#### (4) 活動機会の提供

市民や市民公益活動団体が新たな活動の機会を得られたり、やりがいや楽しさを実感できるよう市民公益活動関連の情報を提供するなど活動する機会の提供を進めます。また、市民公益活動団体が行うイベント等に対し、後援等を推進します。

#### (5) ネットワークづくり

それぞれの分野で活動している市民公益活動団体間等の情報交換や更なる公益活動の展開を促進するため、ネットワークづくりを推進します。

#### (6) 活動の助成

市民公益活動の支援のため事業活動の助成等について、市民公益活動団体の自主性や自立性を尊重し、自立的な活動を損なわない範囲で支援する制度を検討していく必要があります。